

幼保一体化について(案)

平成23年1月24日

第6回 幼保一体化ワーキングチーム資料

目次

幼保一体化の目的

- (1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供
- (2) 保育の量的拡大
- (3) 家庭における養育支援の充実

幼保一体化の具体的仕組みとその効果・進め方

1. 幼保一体化の具体的仕組み

- (1) 給付システムの一体化 ~ 子ども・子育て新システムの創設 ~
地域における幼児教育・保育の計画的整備 ~ 市町村新システム事業計画の策定 ~
多様な保育事業の量的拡大 ~ 指定制度の導入 ~
給付の一体化及び強化 ~ 幼保一体給付(仮称)の創設等 ~
- (2) 施設の一体化 ~ こども園(仮称)の創設 ~

2. 幼保一体化の効果・進め方

- (1) 幼保一体化の効果
質の高い幼児教育・保育の一体的な提供
保育の量的拡大
家庭における養育支援の充実
- (2) 幼保一体化の進め方

幼保一体化の目的

これまでの幼保一体化の取組については、

仕事と子育ての両立のための支援が進み、就学前の子ども(5歳児)の約6割が幼稚園から小学校に入学する一方、保育所からも約4割の子どもが小学校に入学する中で、幼稚園・保育所を問わず、希望する全ての子どもに対し、生涯にわたる人格形成の基礎である質の高い幼児教育・保育を保障するという主として幼児教育の振興の視点、

仕事と子育てを両面で支援するなど社会全体で次代を担う子どもの育ちを支えるという主として次世代育成支援の視点、

家庭や地域の教育力・子育て力の低下、保護者の多様なニーズ等を踏まえ、家庭や地域の実情、保護者の多様なニーズ等に応じ、希望する全ての子ども及び子育て家庭を支援するという幼児教育の振興・次世代育成支援共通の視点、

という3つの視点がある。(参考資料P1参照)

以上を踏まえ、幼保一体化の目的は、次の3点とする。

(1) 質の高い幼児教育・保育の一体的提供

世界に誇る幼児教育・保育を全ての子に

(2) 保育の量的拡大

男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就労率向上や多様な保育のニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

(3) 家庭における養育支援の充実

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

P. 2 ~ 3は「幼保一体化の目的について(案)」(平成22年11月19日
基本制度ワーキングチーム(第5回)資料1)より

幼保一体化の具体的仕組みとその効果・進め方

1. 幼保一体化の具体的仕組み

(1) 給付システムの一体化 ～ 子ども・子育て新システムの創設～

地域における幼児教育・保育の計画的整備 ～ 市町村新システム事業計画(仮称)の策定～ 参考資料P2、P16参照

- ・ 市町村は、地域における幼児教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画(仮称)を策定する。
- ・ 市町村は、当該計画に基づき、幼児教育の需要、保育の需要など、地域の実情等に応じた幼児教育・保育の提供体制を計画的に整備する。
- ・ 家庭における養育を支援する事業(地域子育て支援拠点事業等)についても、当該計画に基づき、計画的に推進する。

多様な保育事業の量的拡大 ～ 指定制度の導入～ 参考資料P3参照

- ・ 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うことにより、多様な事業者の保育事業への参入を促進し、量的拡大を図る。
- ・ 待機児童の解消を図る観点も踏まえ、具体的枠組みを検討。

保育事業への参入については、質の担保のための客観的基準を満たすことが前提となるとともに、評価制度の導入等についても検討。

(幼保一体給付(仮称)の創設)

- ・ 幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- ・ 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

(公的幼児教育・保育契約(仮称))

- ・ 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- ・ 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とする。

例えば、以下の関与が考えられる。a)保育需要が供給を上回る場合、管内の状況を把握し、必要に応じてあっせんする。b)ひとり親家庭の子ども、虐待事例の子ども、障害のある子どもなど、優先的に利用を確保すべき子どもについて、受入可能な施設をあっせんする。c) 契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みを検討する 等

- ・ 公的幼児教育・保育契約(仮称)については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。ただし、入園希望者が定員を上回る場合に限り、選考基準の公開等を条件に、建学の精神に基づく入園児の選考を認める。

建学の精神に基づく選考とは、例えばクリスチャンの優先など。

- ・ 入園できなかった子どもについては、必要な幼児教育・保育が保障されるよう、市町村に調整等の責務を課す。

(給付の内容)

- ・ 給付については、質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する(公定価格)。ただし、特色ある幼児教育など付加的な幼児教育・保育を行う施設については、その対価として上乗せ徴収を行うことを認める。なお、上乗せ徴収を行う場合、徴収額の上限は設定しないが、施設が説明責任を果たすことなどを義務づける。

例えば、上乗せの理由について、施設が情報開示すること等が考えられる。

(給付の一体化及び強化)

- ・ 給付を一体化した幼保一体給付(仮称)においては、例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を講ずる。
- ・ また、調理室等への補助制度を創設するとともに、配置基準の見直し等を行う。
- ・ このような給付の一体化及び強化により、こども園(仮称)への移行をはじめとして、各施設が幼児教育・保育機能を強化し、幼児教育・保育の質の確保及び待機児童の解消が図られるよう政策的に誘導するとともに、幼児教育・保育のさらなる質の向上を図る。

(2) 施設の一体化 ~ こども園(仮称)の創設 ~ (参考資料P12~14参照)

幼児教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供するこども園(仮称)を創設する。

こども園(仮称)の創設により、次の内容を実現する。

ア 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による幼児教育・保育の質の保障

- ・ 現行の保育所における幼児教育に対し学校教育(一条学校)としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育に対し児童福祉としての位置づけを付与する。
- ・ これにより、学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い幼児教育・保育を保障する。

イ 保育の量的拡大

幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

ウ 家庭における養育の支援の強化

幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

エ 二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁(地方公共団体)の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

オ 幼児教育・保育内容の統一

幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した新たなこども指針(仮称)の策定により、幼児教育・保育の内容の統一を図る。

2. 幼保一体化の効果・進め方

(1) 幼保一体化の効果

質の高い幼児教育・保育の一体的提供

- ア 地域における幼児教育・保育の計画的整備及びこども園(仮称)等により、質の確保された幼児教育・保育が一体的に提供される。
- イ 配置基準の見直し等により、幼児教育・保育の質がさらに向上する。

保育の量的拡大

- ア 幼稚園からこども園(仮称)への移行により、保育の量的拡大が図られる。
- イ 客観的基準を満たした施設及び保育ママ等の多様な保育事業への財政措置(指定制)により、保育の量的拡大が図られ、アと併せ、待機児童の解消につながる。

家庭における養育支援の充実

幼稚園・保育所からこども園(仮称)への移行及び市町村による家庭における養育を支援する事業(地域子育て支援拠点事業等)の推進等により、家庭における養育の支援機能が強化される。

(2) 幼保一体化の進め方 参考資料P15～16参照

- ・ 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本方針を策定するとともに、給付の一体化及び強化等によりこども園(仮称)への移行を政策的に誘導する。
- ・ 都道府県については、広域自治体として、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- ・ 市町村においては、国による制度改正及び基本方針を踏まえ、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、地域における、満3歳以上の共働き家庭の子どもの状況、満3歳以上の片働き家庭の子どもの状況、満3歳未満の共働き家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要なこども園(仮称)、幼稚園、保育所等を計画的に整備する。
 - 3歳以上児を対象としない現在のいわゆる乳児保育所のような保育所。
 - 具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。